

## 第V章 提 言

### 1 3つの活動団体に対する区の基本的スタンス

第IV章までにアンケート調査や聴き取り調査を通じ、①町会・自治会、②趣味のグループ、③ボランティアがそれぞれ果たすべき役割、期待される役割などを分析・検討してきた。本章では、これに基づき区としての施策のあり方を検討する。しかし、その前にまず、現在の区が、これらの団体をどのように位置付け、どのような施策を展開しているかについてまとめることとした。

#### (1) 町会・自治会

町会・自治会は、従来からコミュニティの基本的な単位であり、行政と町会・自治会は明治以降様々な関係をもってきた。その沿革や、基本的な位置付けについては、中間報告の第2章の1「板橋区のコミュニティ関連施策の取り組み」の中で説明をしているので、これを参照していただきたい。

ここでは、具体的に区が町会・自治会に対してどのような事務事業を行っているかについてまとめる。

##### ① 組 織

板橋区の行政組織において、直接に町会・自治会との窓口となる課は、区民文化部地域振興課である。

地域振興係では、コミュニティ意識の普及啓発、コミュニティ活動の育成・援助、公共的団体との連絡調整、地区運動会・成人の日の集い等地区行事に関することがその所掌事項である。また、施設係では区民センター・集会所の建設、管理・運営を、庶務係では出張所に関する取りまとめ等を行うこととしている。

具体的な事業を平成12年度の事務実績調書から拾ってみよう。

##### ・ 区政事務事業説明会

町会・自治会の会長を対象に、年度当初、区が行う様々な施策・事務事業について説明を行う会である。

##### ・ 定例事務事業説明会

町会連合会の役員を対象に、毎月1回定例的に実施する事務事業の説明会である。

・成人の日のつどい

18出張所ごとに、新成人を対象として成人の日を祝う会である。町会・自治会は、この際、出張所職員とともに会務を補助している。

・コミュニティ活性化事業

桜まつり、梅まつりなどの地区行事や地区運動会を、出張所単位を基本とし、町会・自治会との共催により行う。

・区民センター・出張所集会室、区民集会所

それぞれのコミュニティ施設の管理・運営を行う。

区民センターでは、町会・自治会をはじめとする利用者による運営委員会が組織されている。また、区民集会所では、近隣の住民に鍵の開閉を委託しているところもある。

さらに本年度から、舟渡区民センターの管理運営を町会に対し委託し始めた。

## ② 出張所の位置付け

区内に18ある出張所は、地域振興課が所管する出先施設である。

その所掌事務は、住民基本台帳をはじめ、ありとあらゆる行政サービスを扱うほか、区域内の官公署、各種公共的団体との連絡・調整に関することが挙げられる。明確に町会・自治会とは言っていないが、各種公共団体とはおよそ町会・自治会を指すものと解してよい。

出張所には、事務主査及び地域振興主査が1名ずつ配置されており、このうち地域振興主査が所長の命の下、町会自治会との各種連絡調整を行う。特に青少年健全育成活動やその他の地区行事を町会・自治会とともに実施する。現実的に町会連合会の支部の事務局としての機能を果たしている地区もあり、町会・自治会と出張所は、切っても切り離せない関係にある。

## ③ その他の課

その他の課も、事業を地域に満遍なく展開するために、町会・自治会の組織力を大いに活用しているところである。次に挙げたのはその一例である。

防災課：住民防災組織、総合防災訓練

リサイクル推進課；拠点分別回収

環境保全課；エコポリス板橋環境行動会議

教育委員会；学童擁護の委託

選挙管理委員会；明るい選挙推進員の募集

各種審議会・懇談会；区民代表として町会連合会から役員が会に参加する。

## (2) 趣味のグループ

趣味のグループと簡単にいっても、範囲は広く、また、活動の内容も様々である。したがって区の所管として決まった部課があるわけではない。生涯学習の観点からとらえれば生涯学習課が所管し、文化行政としてとらえれば文化会館がこれを所管する。高齢者が行えば生きがい推進課が担当するかもしれないし、スポーツであれば体育課である。こう考えてみると、趣味のグループというのは、区民にとっては最も身近であるにもかかわらず、その幅の広さ故に行政としてはとらえどころがないものなのかもしれない。

本節では、生涯学習という切り口が最も幅広くこのグループをとらえていると思われるので、生涯学習の観点からこれらのグループに対する区の考え方を見ることとする。

### ① 生涯学習懇談会報告書

平成11年7月に、板橋区生涯学習懇談会の報告書として「区民の多様なニーズに対応した学習支援のあり方について」が出された。これが、区として最新の生涯学習団体に対する施策の方向を示す資料である。

まず、生涯学習グループを、コミュニティ活性化の手段として扱うという観点は、この報告書からどのように読み取れるだろうか。提言4-6「地域で学校を支援する活動の促進」で、学校にかかわる様々な課題に対し、家庭や地域社会との協力関係をもつ必要性が挙げられている。学校と地域社会がより一層の協力関係を築きながら子どもたちを育成していくという観点が挙げられている。これは、青少年の健全育成という観点からのコミュニティ施策といえる。また、「VI おわりに」の項目に、「学習活動を通して生まれる区民相互の理解やつながりは、区にとって大きな財産であり、その蓄積が区民生活をより豊かにしていくことができる」という記述がみえる。

この報告書を概観すると、区が行う学習支援は、①情報の提供と相談、②学習の成果の評価と活用、③学習機会の充実の3点に集約できる。②の学習の成果の評価は、学習成果の発表機会の充実や、成果の共有のための取り組み等を提言する内容である。

現在の生涯学習事業は、およそこの方向にそったものである。区が主体となる学習機会の提供は、IT 講習会や、各主管課の様々な講座・講習会を含め実施しているが、今後は学習団体の支援に力点を移そうとしている。たとえば、講習会を実施する際に保育者を派遣するとか、新規に学習団体を結成しようとする区民を支援するなどである。

報告書の提言 18 項目を一覧表にした。

- 3-1 社会教育会館に「学習情報提供・相談コーナー」を設置する。
- 3-2 ホームページによる学習情報の提供と相談の機会を設ける。
- 3-3 相互学習を奨励するために学習団体の情報公開を促進する。
- 3-4 「ボランティア学習コーナー」を設置する。
- 3-5 区民による「施設だより」等の作成・発行を支援する。
- 4-1 同種目を学習する複数の団体による企画・運営事業の拡充
- 4-2 学習成果発表機会への区民の主体的参加の促進
- 4-3 学習団体との共催事業の実施
- 4-4 学習団体による独自の教材づくり
- 4-5 講座等の企画・運営に区民が参加する機会の増設
- 4-6 地域で学校を支援する活動の促進
- 4-7 登録一時保育者の学習援助機会の拡大
- 5-1 生涯学習本部の組織を活かした新たな事業展開への取り組み
- 5-2 区職員による「出前講座」の実施
- 5-3 区と区民との協働による「ボランティア学習」の充実
- 5-4 区民の学習機会に協力可能な人材の登録制度
- 5-5 サークル支援のための「保育室」の設置
- 5-6 新規に学習団体を結成しようとする人たちへの支援

## ② 生涯学習団体サークル名簿

区（生涯学習課）では、2年に1度、区内で活動している生涯学習関連の団体やサークルの名簿を作成している。情報の提供の一環である。その目次をめくってみると、ボーイスカウトや老人クラブ連合会などの関連団体をかかわりに、文化サークル、スポーツレクリエーションサークルの順に 500 を超える団体が活動状況やサークルの紹介文を掲載している。文化サークルの中には、手話やボランティアなどの福祉団体、女性問題

や子育てのグループなども含まれ、多種多様である。

基本的には、サークルの了解が得られ、当該サークルが新規に会員を募集している場合にのみ掲載している。したがって、これ以上会員を増やしたくないというサークルは、ほかに多数あるものと予測される。実際この冊子を利用してサークルの門を叩いた区民がどれほどいるかは定かではない。

### (3) NPO、ボランティア団体

#### ① 区の組織

区のNPO・ボランティアとの連携の窓口は、総務部総務課である。ここにボランティア活動推進主査が1人おり、区とNPO・ボランティア団体との関係のあり方について検討する事務局となっている。

ボランティア活動推進主査は、「ボランティア活動の推進に関すること」を所掌することとされ、板橋区ボランティア活動推進協議会の運営をはじめ、NPOとの協働のあり方の検討、実際にNPOに対する区の窓口としての機能を持っている。昨年9月、NPO団体が独自に実施したイベントでも、総務課が区の窓口として庁内各課との調整・連絡にあたった。

なお、未確定情報ながら、NPO団体やボランティア活動団体との連携が、今後NPM (new public management) の考えに基づいた行政経営を展開していくためにも重要であるとの認識から、14年4月からは、専管の係を設置する見込みである。

#### ② 板橋区ボランティア活動推進協議会報告書 (平成11年3月)

この報告書は、学識経験者をはじめ、ボランティア団体の代表等による協議会がボランティア活動の推進方策や、団体と行政のかかわりのあり方について考え方をまとめたものである。

報告書は、1 背景、2 ボランティア活動とは、3 活動の意義・役割、4 板橋区におけるボランティア活動の現況と課題、5 活動推進のための基本的考え方、6 ボランティア活動と行政のかかわり、7 ボランティア活動の推進方策の7章で構成されている。

まず、地域コミュニティとボランティア団体との関係についてどのように記述されているかを拾ってみよう。

活動への関心の高まりの背景として、都市化によるコミュニティの希薄化を挙げ、「現在でも町会・自治会の活動には素晴らしいものがあるが、転入者や単身世帯なども

含めて、防犯活動、青少年の健全育成等あらゆる面で一層連携を強化していくことが必要になる」と分析している。町会・自治会以外のコミュニティとしてボランティア活動を視野に入れている。

また、ボランティア活動は環境問題や児童の健全育成等、地域の課題の実践的な担い手であり、かつ家庭や近所づきあいを超えたより広範な地域社会の中で、生きがいや喜びを感じることができるという意義・役割を持つとしている。

ボランティア活動を推進するための課題としては、「人と人との交流を促進するとともに連携を強化し、あたたかい人間関係で支えあうコミュニティづくりに不可欠である」とした上で、「町内会、自治会などを通じた地域における活動機会の拡大を図る必要がある。」としている。ボランティア活動がコミュニティづくりに不可欠であるという認識とともに、町会・自治会という旧来のコミュニティにその拡大の方途を期待しているのである。ただし、後続の推進方策には、町会・自治会との連携を論じた部分は、回覧板の活用による情報提供程度に過ぎない。

次に、ボランティア団体に対し、区がどのような施策を行おうとしているのかについて概観する。

活動推進のための基本的な考え方は次のとおりとされている。

○自主性・自発性・社会性を尊重し、多様な活動を支援する。

人材の育成（ボランティア大学校・養成講座）、担当組織の設置

○関心や意欲を活動に結びつけるきっかけづくり

きっかけづくり（青少年ボランティア体験、学校教育・生涯学習におけるボランティア学習）、情報提供（ボランティアハンドブック、相談・情報提供窓口の設置、回覧板の活用、インターネットの活用（ほか）

○ボランティア活動を支援する環境づくり

機会の提供（社会教育施設・福祉施設におけるボランティアの受け入れ拡大、地域における活動の場の拡大）、きっかけづくり、情報提供、人材の育成・確保（ボランティア登録制度など）、顕彰制度の検討

○ネットワークとパートナーシップ

情報提供、人材の確保・育成、交流・ネットワーク（ボランティア区民会議、交流イベントの開催）、地域における活動場所の提供（余裕教室の開放、集会施設の貸し出し方法の検討、公共用地の利用）、財政的支援（資金援助、基金設立、）



ランティア保険、企業の社会貢献活動への啓発、活動推進体制の整備、中央支援センターとしての総合ボランティアセンターの構築

### ③ NPOとの協働のあり方報告（平成13年3月）

この報告書は、庁内の検討組織である「NPOとの協働のあり方検討会」が平成13年3月にまとめたもので、NPO法人等の「団体」と行政の協働の関係を進めるうえでの課題や環境づくりについて行政側からの考え方を明らかにしたものである。

ボランティア活動推進協議会の報告書は、個々のボランティア活動推進のための方策であるのに対し、「NPOとの協働のあり方報告」は、NPO法人等、団体と行政との協働の関係をまとめたものという違いがある。

報告書では、協働を進める上での課題として、行政側、NPO側のそれぞれの課題を取り上げているほか、役割分担、公平・公正の原則等を挙げている。また、協働を進める上での環境づくりでは、次の5点についてボランティアとは別の支援として行う必要があるとしている。

#### ○情報収集・提供システムの整備

（行政情報の計画段階での提供のシステム化、各課ホームページの開設、市民活動団体の実情や要望を知るための基礎調査の実施）

#### ○市民活動担当窓口の充実（総合的な調整機能を持つ窓口の創設）

#### ○人材育成・紹介・斡旋制度の創設

（経理等の技能を持つサラリーマンOBの紹介システムの構築、NPOのマネジメント講座等）

#### ○財政支援

（従来の補助制度・補助団体の見直し、ボランティア基金の活用、融資斡旋制度の適用の検討）

#### ○企業との連携（交流の場・機会の設定）

このあり方報告の実現を図るため、平成13年5月にNPO団体の代表者と行政代表が集まって協働の具体的な方策を検討する組織として「NPOと行政のあり方検討会議」を設置した。

### ④ 板橋区ボランティア活動推進協議会 提案（平成13年10月19日）

前出の板橋区ボランティア活動推進協議会は、平成11年3月の第1期協議会の報告を受け、11年9月から第2期の協議をスタートさせた。

この提案は、第1期報告書に盛り込まれた施策の方向性に関し、具体的な施策の内容を区に対し提案するものである。

提案内容は、網羅的・総花的にはせず、実現可能と想定される大きな二つの柱からなる。一つは「総合ボランティアセンター（仮称）」の構築である。現在、社会福祉関係のボランティアセンターである「板橋区ボランティアセンター」を発展的に機能拡大させ、ボランティア全般の①情報ネットワーク機能、②ボランティア活動の支援機能、③災害時の活動サポート機能を持たせるものとしている。具体的には、団体相互の交流促進、情報の収集と提供、団体の設立・運営への支援、人材の育成、調査・研究、普及啓発・入門・体験、災害時のボランティア活動への対応を行なう。また、これを現実に支える仕組みとして、関係機関とのネットワーク、専門的なサービスを支える協力体制のほか、区内18地域の「活動・学習の場」の設置と連携を挙げている。

センターの運営母体は板橋区社会福祉協議会であり、区はその支援を行なう。「活動・学習の場」の整備は区が既存の施設（出張所、区民センター）を活用する。ボランティア専用の施設とはせずに、ボランティア活動と既存の地域活動団体との協働を目指すものとしている。

もう一つの提案は、「いたばしボランティア基金の運営」に関するものであり、ボランティア団体が先駆的・モデル的な事業等を行なう際に、基金からその経費の一部を補助するものである。なお、基金は区内篤志家からの寄付金1,000万円を積み立て創設されたもので、今後も区民からの寄付をもって増額していく性格のものであるため、いやしくも本来区の予算で執行すべき事業にまで充てることがあってはならないものとしている。

#### ⑤ NPOと行政の協働のあり方検討会議 報告書（平成13年10月29日）

前出の「NPOと行政の協働のあり方検討会議」は、13年5月にNPO等19団体と行政内部の10課により設置された。この提案は、この検討会議の中から、NPOの側から行政に対して行なった提案である。

報告書は、まず、「NPO」や「協働」という用語の意味するところがあいまいであるとの指摘から、それぞれを定義することから始めている。



「NPO」には、いわゆるNPO法人のみならず、ボランティア団体も含まれるものと整理され、以後「NPO（社会貢献団体）」という表記を行なうものとされた。また、「協働」については、東京都の作成した「協働の推進指針」を援用している。（それぞれの定義については報告書本文を参照されたい）

NPOは、自らの組織運営上の基本的な課題として、いくつかの点を挙げている。本編の政策提言に直接つながる可能性をもっている内容なので、そのまま転載する。

財 政 面；人件費・イベント開催経費・設備維持費等を含めた資金全般  
場所・設備；活動拠点や行事開催場所など、安価で利用できる施設の提供  
I T関連設備などの費用がかかるインフラ等

情 報；協働可能な行政分野の情報開示、補助金・委託業務情報等関連する  
様々な情報を共有化するためのシステム・設備などの支援（行政側にはサポートとしての後方支援を期待）

人 材；専従スタッフ・ボランティアの確保と人材育成経費  
また、現状での課題については、行政と団体が相互に検討・協議する場の必要性や、NPO法人とボランティア団体の間に、検討会議に対する姿勢にかなりの温度差があることを指摘している。

提案内容に目を転じよう。

NPOと行政を繋ぐセンター組織として、分野別の中間組織と、全分野横断的なセンター組織を協働のフレームとして提案している。このセンター組織の具体的な活動内容としては、①行政との常設的な窓口の設置、②助成金制度の創設、③幅広い協調体制と広報活動、④団体相互の補完関係の形成、⑤提案型（開拓型）活動の支援、⑥情報の開示と協働の相互評価を掲げている。

この板橋NPOネットワークセンター構想は、社会的な課題の解決に向けてNPO、行政、地域、学校などがネットワークを組み連携する組織であるとされ、この提案が想定した機能を発揮すれば、コミュニティの活性化につながる期待は大きいと思われる。しかし、この「地域」の意味合いは、既存コミュニティ団体である町会・自治会を含むものかと問えば、どうも怪しいものがある。検討会のメンバーには、町会・自治会の団体は入っていないことからそのことが伺えるのではないか。

## ⑥ ボランティア・NPOと区の協働に関する推進計画（素案）（平成13年12月18日）

以上の④⑤を受け、区は、13年度末を目途に「ボランティア・NPOとの協働に関する推進計画」を策定することとしている。昨年12月にはこの計画の素案を発表し、内外の意見を募集しはじめた。

素案は、「ボランティア推進協議会」の提案と、「NPOと行政の協働のあり方研究会」の提案をそのまま提示したものとなっている。

#### ⑦ 平成13年度板橋区地域経済活性化協議会報告書（平成13年12月14日）

ここまで、ボランティア・NPOを所管する総務部総務課がとりまとめた報告書・提案等を検討してきた。平成13年も押し詰まってから、異色の報告書が提出されたのでここにまとめておきたい。その報告書の名称は「個性豊かで、持続的な地域循環型経済コミュニティの創造」というタイトルがついており、副題が「一板橋区におけるコミュニティビジネスの活性化について-」である。

平成13年8月に区長から「板橋区におけるコミュニティビジネスの活性化の方策について」を諮問された「板橋区地域経済活性化協議会」が4回にわたる協議の結果を報告したものである。協議会の構成は、学識経験者に委員長に選任された藤江俊彦氏（淑徳大学国際コミュニケーション学部教授）、当地域デザインフォーラムの研究者でもある中村昭雄氏（大東文化大学教授）の2名、その他コミュニティビジネス事業者、区内産業団体関係者、区内中小企業グループ連絡会の代表に国、都、区から行政代表がそれぞれ加わっている。事務局は区民文化部商工振興課である。

答申は、まずコミュニティビジネスとは「地域においてボランティア的な活動として芽生えてきた事業が、継続性と発展性を持つという形でビジネス化していくこと」と定義し、今後の区の地域経済活性化にむけて、地域課題を解決する経済活動セクターであるコミュニティビジネスを広く周知し、区民による起業の動きを活発にすること及び産業、行政、大学、区民がパートナーシップを持ち共同した活動を展開していくことが重要であるとしている。

そのための基本的な考え方として、①地域の課題は、住民と行政の共通課題として捉え、行政・住民・NPO等全てを含む「ソーシャルマネジメント」により対等・協働の立場で解決していくべきことを新たな視点に掲げ、区事業のNPO等への移譲を検討していく必要があること、②コミュニティビジネスが企業経営の面をもつため、行政による総合的な支援が求められるとしている。

具体的な施策提言は、行政が取り組むべきものと、事業者によるものに分けられている。

行政が取り組むべき施策としては、①協働の意識啓発と事業移譲の検討、②活動環境の整備（空き店舗の活用、地域課題の情報をフィードバックするシステムの構築や経営相談など）、③事業活動の周知、④創業支援（創業支援相談員の派遣、コーディネートの実施など）、⑤創業支援施設の整備（総合的創業支援センターの設置など）としている。

事業者による事業展開の方向性として、商店街におけるコミュニティの場を活用したビジネスの展開、②産学公民の交流による「板橋ブランド」づくり（地域版エンジェル）、③NPO等による区民のIT化、④学生との協働によるまちおこし（学生が設立する有限会社）、⑤コミュニティレストランの開設、⑥OA機器の再利用あっせん制度を挙げている。

このように、地域で経済活動を営む事業所もコミュニティ活性化の重要な主体となることができると考えられる。この中には、ボランティア団体もNPO法人も含まれる。営利・非営利は問わず、地域住民による主体性と地域コミュニティへの関与性・貢献性が重視される。初期発生経緯としては無償のボランティアであったとしても、これを地域の中に根付かせ持続したものとするためには、経営の視点が欠かせない。こうした観点から、区としても総合的な支援を行なうべきであるとしている。

## 2 提言

当分科会では、この2年間、アンケート調査、聴き取り調査の結果を分析、研究してきた。コミュニティの活性化は、地域の課題の解決に向け、不可欠な要素である一方で、区としては直接地域の活動組織に対し、行政指導のような関与をすべきではないというスタンスをまず確認しておかなければならない。地域活動はあくまでもそれを構成する区民の自主性、自発性に基づき展開されるのでなければ、活性化そのものがありえないからである。行政が採りうるべき施策は、これらの活動の側面支援・環境整備をすることによるコミュニティの活性化である。地域活動団体との協働、連携は、今後の行政経営の柱となるべきものであるが、これを実現するためには地域活動団体への側面支援という行政側からの協力体制があってはじめて可能となるものであろう。

地域の活動団体を3つの団体に分けてそれぞれの特性によるニーズを検討してきたが、

いずれの団体もそのニーズ、行政に対する期待はさほどかわらないことが見えてきた。すなわち、資金、場所、人、情報の四つの要素である。当然といえば当然のことであるが、前節でみたように、区はこれまでも様々な施策を展開してきている。にもかかわらず、あいかかわらずこれらが課題となるということは、さらに不足しているのか、方法に問題があるのかどちらかである。

そこで、当分科会としては、これらの要素ごとに3つの提言にまとめてみた。

#### **提言1 情報の提供に関して**

地域活動の情報発信

町会単位のホームページ作成

ボランティア団体の情報発信（ホームページ・名簿）

行政情報・地域情報の検索可能なシステム

町会・自治会によるミニコミ誌の発行支援

#### **提言2 場の提供に関して**

ニーズの把握

#### **提言3 人づくり・きっかけづくり**

まちづくり・コミュニティ教育の実践

自主的な学習講座の支援・拡大

### **(1) 情報の提供に関する提言**

アンケート調査及び聴き取り調査の結果、最も必要性を感じたことは、情報が不足しているということである。地域の活動を行う上で行政に望むことの第1位は「情報の提供」であり、48.9%と、実に半数の回答者が望んでいる。自由回答の中でも、町会や区の活動に関する情報がないという意見が多かった。聴き取り調査でも、新規加入促進のため、情報の提供を求める声があった。こうしたことから、区の施策として、ホームページでの情報提供を提案する。

#### **町会ホームページの開設**

まず、町会情報の提供である。町会関連情報の絶対量の不足を解消するため、既存のPRに加え、町会・自治会の組織や活動について紹介するホームページを立ち上げる。

できれば町会・自治会単位が望ましいが、初期の段階では18出張所管内ごと、すなわち町会連合会の支部ごとに立ち上げることもよいであろう。

#### ミニコミ誌の発行支援

ホームページによる情報提供は、これからの媒体としては非常に有効であるが、まだまだ広く普及しているとは言いがたい。町会・自治会についていえば、地域の情報を活字印刷情報で提供するための地域誌が、ソフトで温かみのある媒体として有効であろう。区では、これに対し積極的に支援をしていくべきである。

#### ボランティア活動団体の情報提供

ボランティア団体からの要望の中には、広報への支援が強くあった。また、区民がボランティア活動してみたいと感じながら、活動に至らない理由のひとつに情報がないということがある。これらの課題に対応するために、インターネットによるボランティア情報のホームページの創設を提案する。これは、ボランティア団体のデータベース化を中心とするが、単に活動団体の紹介にとどまらず、イベント情報や案内等を総括的に掲示し、あるいは区民からの相談や提案に対応できかつ、区民が知りたい情報を自由に検索できるような総合的なホームページとする。もちろん、団体相互の情報交換機能も求められている。このような情報提供のあり方は、区の計画する総合ボランティアセンター構想のなかに含まれていることであろうが、これはぜひ実現する必要がある。

#### 行政情報・地域情報の検索可能なシステム

ボランティア団体に対する聴き取り調査のなかで、活動に必要な行政情報になかなかたどりつけないという意見があった。ボランティアに限らず、様々な主体が地域活動を実践していく場合、地域にかかわる情報や、行政サービスの情報提供は不可欠である。しかし、地域の情報も、サービスの情報も、それぞれの所管の課がもっているものの、これを探そうとするとなかなか探せないのが実情である。区のサービスは名称も似たようなものがあつたり、サービスの対象によって同じことを別の課が行っていたりで、わかりづらいものがある。こうした不具合を解決する手段として、たとえば、区のサービスの情報源である「わたしの便利帳」を検索できる形でインターネット上に掲載すること、また、各課で持っている地域にかかる情報を地域ごとにデータベース化することが



必要である。

## (2) 場の提供に関する提言

### ニーズの把握

趣味の団体に対する聴き取り調査の中で、すべての団体が区に対し「場の提供」を要望している。ボランティア団体へのアンケートでも、場所の提供を望む声は、31.7%と高い割合を示している。場の提供は地域活動の課題として大きなものであることが伺われる。しかし、区民センターや出張所集会室、地域集会所をはじめ、近年では余裕教室の開放、午前中の児童館・学童クラブの開放など、集会室機能をもつ場の提供はずいぶん進んでいる。地域にあるこうした資源の情報が実際に活動する団体に届いていないのか、あるいは使用する曜日や時間帯が輻そうしており、やはり実際に不足しているのか、実態を早急に調査する必要がある。今回の研究では残念ながらそこまで手が回らなかったが、行政として団体のニーズを的確に把握し、それにそった対応を検討すべきである。

## (3) 人づくり・きっかけづくりに関する提言

### まちづくり・コミュニティ教育の実践

まちづくりや地域コミュニティについて、小中学校で体系的に学ぶようにすることが必要である。まちづくりやコミュニティは、それを担う人を育成することが重要である。どんなに立派なシステムや場があっても、まちやコミュニティの利益に理解を示す「人」がいなければ、よりよいコミュニティは創られない。

人づくりに効果があるのは教育である。子どもの頃から家庭での話し合いや学校でのまちづくり・コミュニティ教育に取り組むことが重要である。逆に子どもを通じて保護者の意識が高まることも期待できる。そのため、まちづくりのワークショップで行うような、まちを歩き回っての地域探検や、各地域のまちづくりの取り組みを学ぶなど、小中学校での教育課程にこれらを取り込み、まちづくり・コミュニティ教育を実践する。

### 自主的な学習講座の支援・拡大

趣味の団体やボランティア団体の結成経緯をみると、区が開催した講座に参加したことをきっかけに、メンバーが引き続きサークルを作って学習活動を継続している例が多



数見られた。子育てサークルへの聴き取り調査の結果からもわかるように、この傾向は、その講座が、話し合い学習やワークショップ形式が中心の参加者が自ら考え行動する内容のものであった場合に強く見られるようである。現在このタイプの講座は、「区民創造講座」として社会教育会館やエコポリスセンターで実践されている。

このような、講座への参加者がテーマの選定、講師の人選などを行い、自分たちのニーズにあった内容の講座を作って受講するという「区民創作講座」をさらに拡大して、区民が自主的に活動するための礎とする。

#### (4) その他

今回の提言には盛り込まなかったが、大東文化大学と区で研究を進めてきた「地域デザインフォーラム」のような試みは、非常に大きな意義がある。こうした研究活動は、継続して取り組むべきものであり、また、できうれば区民や事業者もが直接参加できる形態のものが望ましい。区民・大学・産業・行政による研究・政策提言機関の設置について、提言とは別に付記するものである。